

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

移住就業・創業促進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

3 地域再生計画の区域

山口県の全域

4 地域再生計画の目標

[目指す将来像]

●「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、3つの「やまぐち元気宣言」（「社会減の流れ」を断ち切る！等）に沿って、地方創生の取組を戦略的に進めていくこととしており、基本目標の1つとして、「人材の定着・還流・移住の推進」を位置付け、その目標として令和12年の転出者数と転入者数の均衡に向け、令和6年までに転出超過を半減させることとしている。

[本県の現状と課題]

●全国より早いスピードで人口減少が続いており、今後も人口減少率が拡大し、2015年から2045年までに約37万人減少する見込みである。特に、生産年齢人口（15～64歳）は約27万人減少することが見込まれ、産業・経済の担い手確保が喫緊の課題である。

●全国的に地方圏からの東京一極集中に歯止めがかかっておらず、本県においても、転出数全体に占める東京圏への転出割合が20%を占めている。

[各事業に関する個別の課題]

〈移住支援・マッチング支援〉

●少子高齢化や若者の県外流出による労働力人口の減少に加え、有効求人倍率（平成30年12月）が平成以降最高の1.65倍となったことや職業別新規求人倍率（平成29年度）について「事務的職業」を除く「建設・採掘の職業」などその他の職業は1倍を上回るなど求人と求職のミスマッチにより、多くの企業で深刻な人手不足の状況が生じており、県内産業人材の確保が喫緊の課題となっている。

〈起業支援〉

●県内中小企業数の減少率は全国平均を上回る状況であり、地域経済、地域活力衰退の懸念がある。（H21年→H26年減少率 本県：11.3%（全国：9.3%））また、開業率が全国平均を下回っており（本県4.1%全国5.1%）、中小企業の源泉となる創業の促進が課題である。あわせて人口減少が進み、地域運営の担い手不足が加速することで地域の社会システムの維持・存続に支障が出てくることを鑑みると、日常生活に必要な機能・サービスを維持し、地域活力を維持するためには、新たな担い手による地域課題解決の活動が活性化することが求められている。

●特に「医療福祉」等の分野では、本県開業率が全国平均を下回っており、こうした分野の創業促進を図ることで、安心して暮らせる生活基盤を整備する必要がある。

●また、全国の外国人延べ宿泊者数に占める本県割合は、0.45%（2021年）と低位にあり、国全体で増加するインバウンド需要を確実に本県に取り込むことは地域活性化の観点からも必要である。

[目指す将来像の実現に向けた事業の方向性]

●地方の担い手不足対策及び東京一極集中の是正を一体的に進め、U・J・Iターンによる就業者や起業者を増加させ、県内への人の還流や移住定住を促進する。併せて、起業支援においては、地域課題に資する社会的事業の起業を支援することで、地域課題の解決を通じて地方創生を実現する。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分	2020年度増加分
本移住支援事業に基づく移住就業者数（人）	0	100	100
本移住支援事業に基づく移住起業家数（人）	0	5	5
本起業支援事業に基づく起業家数（人）	0	11	11
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	0	500	50
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数（世帯）	0	-	-

2021年度増加分	2022年度増加分	2023年度増加分	2024年度増加分	K P I 増加分 の累計
100	100	100	-	500
5	5	5	-	25
11	14	14	-	61
50	50	50	-	700
-	10	10	-	20

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

- ・東京圏からやまぐちへ！移住就業・創業促進事業
- ・県内創業促進事業

③ 事業の内容

〈移住支援・マッチング支援〉

●転出者数と転入者数の均衡や県内産業人材の確保に向けて、やまぐちへの人の還流・移住・定住を促進するため、国、地方公共団体による要件のもと、東京圏からの移住者（就業者・創業者）に対し、移住支援金を支給する。また、移住支援金の給付対象となる求人情報を掲載するための就業マッチングサイトの構築や企業の求人広告の作成支援を行う。

〈起業支援〉

●本県の最重要課題である「人口減少の克服」に向け、開業率が低い分野等を中心に、県総合計画「やまぐち維新プラン」で示す3つの維新（Ⅰ産業維新、Ⅱ大交流維新、Ⅲ生活維新）の各分野（※想定される分野 Ⅰ産業維新：革新的医療・環境・水素等エネルギーなど成長分野、IoT、AI等イノベーション活用分野など、Ⅱ大交流維新：インバウンド等観光力強化分野など、Ⅲ生活維新：防災対策、医療介護福祉分野、スポーツ分野、ヘルスケア分野など）に関連する社会的事業（地域活性化・観光関連、医療介護福祉関連、環境関連、Society5.0関連 等を対象とする）の創業や事業承継、第二創業（事業承継、第二創業は、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に限る）を支援し（補助率1/2、限度額200万円）、県内中小企業数の減少を食い止めるとともに地域課題の解決を図り、もって地方創生の実現を図る。

●上記分野の創業を支援することにより、地域の社会システムの維持・存続のみならず、地域産業力の強化や観光力の強化、安心して暮らせる基盤整備が促進され、人材の流出を食い止め、流入を促進するとともに、人材の定着が図られ、人口減少の克服につながる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

山口県では、行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な整備や調整を行うことにより、人手不足に悩む地域の中小企業等への就職や、県総合計画「やまぐち未来維新プラン」で示す3つの維新「Ⅰ産業維新」

「Ⅱ大交流維新」「Ⅲ生活維新」に関連する分野の社会的事業の起業を促進するとともに、移住者に対する住まいの紹介等により、移住者を受け入れるのに適した環境整備を行う。その一方で、求人を行う地域の中小企業等は企業支援アドバイザー（山口しごとセンター配置）等の支援も活用しながら、東京の移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域産業の基盤を作る。

また、山口県は、事務局業務を行う（公財）やまぐち産業振興財団に対して補助を行うことを通じて、同財団の持つ起業支援に関する知見を活用しつつ、起業者が抱える起業に伴う課題に対して、よろず支援拠点等が、事業計画策定段階、創業準備段階（資金調達支援、開業手続支援など）、創業段階（販路開拓支援など）といった各段階において、既存の支援メニューを中心に伴走支援を行うことで、起業者の実施する事業の安定化、自律的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげる。

このように官民が協働することによって、幅広い者の参加を促す仕組みとするとともに、それぞれの立場を活かして政策効果のより高いものとする。

【地域間連携】

山口県では、県は県内全域を見渡す立場から、移住支援金支給者の対象就業先となる企業の選定要件や起業における事業分野等を軸として、就業・起業が促進されるよう全体的なスキームの調整を行う。その一方で、各市町は個別の地域の事情をよく知る立場から、移住支援金の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、移住者に対する地域の情報の提供といった支援、起業支援事業における市町の実施する創業支援事業を活用して移住創業した者の移住創業体験談を情報発信サイトにて発信する等の連携を行う。

このように県と市町がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策・施策間連携】

山口県では、当事業の実施を通じて、本県の最重要課題である「人口減少の克服」に向け、県総合計画「やまぐち未来維新プラン」で示す3つの維新「Ⅰ産業維新」「Ⅱ大交流維新」「Ⅲ生活維新」の推進を強化することで、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興へとつなげる。

移住支援・マッチング支援事業では、当プランの推進に資する法人を支援することで、移住政策を地域の産業を支える中小企業等の人手不足の解消やひいては産業の振興につなげる。

また、起業支援事業では上記分野に関連する社会的事業（地域活性化・観光関連、医療介護福祉関連、環境関連 等を対象とする）の起業を支援することで、地域課題の解決に加えて県内中小企業数の減少に歯止めがかかるという政策効果が期待される。

これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

【デジタル社会の形成への寄与】

山口県では、移住支援事業において管理・運営するマッチングサイトに、デジタル人材用の求人票を掲載することによりデジタル人材の移住促進に努める。本県で実施しているプロフェッショナル人材還流促進事業については、デジタル人材の就業・副業・兼業に関する人材活用のセミナー、DX・デジタル化といったテーマのセミナー、経営者の意識改革を促すセミナーを段階的に実施することで、県内中小企業のデジタル人材確保の意欲が向上し、東京からのデジタル人材の移住も進み、デジタル社会の形成に寄与することが期待される。また、起業支援事業において、申請要件にデジタル技術の活用を追加するとともに、既存の支援メニュー（専門家派遣、よろず支援機関による個別相談対応など）や創業コーディネーターの伴走支援により起業者の事業計画に応じたデジタル技術を情報提供・助言する。さらに、デジタル技術を活用した起業者の姿を情報発信サイトにて発信すること等により地域のデジタル化を推進する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6 月

【検証方法】

知事を本部長とする「山口県活力創出本部」において総合的な進行管理を行うとともに、産・官・学・金・労・言等で構成する「山口県活力創出推進会議」において個別事業の効果の検証を行い、取組に反映する。

【外部組織の参画者】

【山口県活力創出推進会議】：住民代表 5 名、県商工会連合会副会頭、県農山漁村女性連携会議会長、県観光連盟会長、医療法人愛の会光風園病院経営企画部長、ライフスタイル協同組合代表理事、山口大学副学長、山口県立大学長、学校法人香川学園理事長、日本政策金融公庫山口支店長、山口銀行取締役頭取、県労働者福祉協議会会長、山口放送山口支社長、県市長会会長、県町村会会長

【検証結果の公表の方法】

公開の会議において報告し、聴取した意見を踏まえて取組に反映させ、ホームページ等で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A 3 0 0 7】

総事業費 513,315 千円

⑧ 事業実施期間

2019 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

県総合計画「やまぐち未来維新プラン」で示す3つの維新「Ⅰ産業維新」「Ⅱ大交流維新」「Ⅲ生活維新」に関連する分野（※想定される分野 Ⅰ産業維新：革新的医療・環境・水素等エネルギーなど成長分野、IoT、AI等イノベーション活用分野など、Ⅱ大交流維新：インバウンド等観光力強化分野など、Ⅲ生活維新：防災対策、医療介護福祉分野、スポーツ分野、ヘルスケア分野など）を推進するため、地域課題の解決に資する社会的事業（地域活性化・観光関連、医療介護福祉関連、環境関連、Society5.0関連 等を対象とする）を支給対象とする。

※県総合計画「やまぐち未来維新プラン」が令和4年12月に策定されたことから、対象とする社会的事業の詳細は今後検討。令和4年度の本事業において対象としている社会的事業は以下のとおり。

- 1 医療関連分野、ヘルスケア関連分野
- 2 環境・エネルギー分野
- 3 バイオ関連分野
- 4 水素関連分野
- 5 航空機・宇宙機器産業分野
- 6 IoT関連分野
- 7 IT・コンテンツ分野
- 8 6次産業・地産地消分野
- 9 多文化共生地域づくり分野
- 10 観光地域づくり分野、観光産業分野
- 11 スポーツ・文化振興分野
- 12 インバウンド対応分野
- 13 県産農林水産物ブランド強化分野
- 14 中小企業海外展開支援分野
- 15 子育て支援分野
- 16 困難を有する子供への支援関連分野
- 17 テレワーク導入等働き方改革支援分野
- 18 空き家対策分野、生活交通分野、自転車活用分野
- 19 再生可能エネルギー導入推進分野、循環型社会づくり分野、生物共生・自然保護分野
- 20 地域連携教育分野
- 21 生涯学習支援、リカレント教育支援分野
- 22 県民活動支援分野
- 23 女性活躍支援分野
- 24 高齢者・障害者支援分野
- 25 地域医療提供体制支援分野
- 26 介護提供体制支援分野
- 27 健康づくり支援分野
- 28 地域防災分野
- 29 地域安心安全分野
- 30 コンパクトなまちづくり支援分野
- 31 中山間地域支援分野

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日 から 2024 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。